

第3回犯罪被害者等施策に関する関係府省庁連絡会議 議事概要

開催要領

日時：令和6年5月10日（金）午後2時00分～午後2時30分

場所：中央合同庁舎第2号館 16階 第1会議室

出席者

議長	松村 祥史	国家公安委員会委員長
構成員	太刀川 浩一	警察庁長官官房長
同	岡田 恵子	内閣府男女共同参画局長
同	吉住 啓作	こども家庭庁支援局長
同	藤野 克	総務省大臣官房総括審議官
同	上原 龍	法務省大臣官房政策立案総括審議官
代理	豊岡 宏規	文部科学省大臣官房総括審議官
同	安田 正人	厚生労働省政策統括官（総合政策担当）付 政策統括室政策企画官
同	岩城 宏幸	国土交通省総合政策局次長
	江口 有隣	警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当）

概要

○ 犯罪被害者等施策推進会議決定に盛り込まれた取組の進捗状況について

1 犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する検討

・ 警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当）

昨年8月から有識者検討会を開催し、本年4月に議論が取りまとめられた。取りまとめにおいては、犯罪被害給付制度の見直しについて、具体的な提言をいただいた。早期に解消すべき課題として、「若い子ども等の収入がない方が犯罪被害により亡くなった場合の遺族に対する給付額が十分ではない」、「現行制度が犯罪被害者本人の収入を基礎として給付基礎額を算定しているところ、犯罪被害者本人の収入途絶以外にも、経済的に大きな打撃を受ける実態があることを踏まえて、給付額の算定を見直すべき」という2点が指摘され、「遺族給付金の支給最低額の一律引上げ」、「遺族自身に生じる影響を踏まえた遺族給付金の支給額の増額」、「休業加算額及び障害給付金の支給最低額の一律引上げ」の3点を具体的な見直し内容として提言いただいた。

これを受け、警察庁においては、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令の一部改正案をまとめ、現在パ

ブリックコメントを行っているところである。見直しのポイントは、「各給付金の支給最低額の一律引上げ」、「遺族自身に生じる影響を踏まえた、配偶者、子又は父母が受給する場合の遺族給付基礎額への加算」の2つであり、これらの見直しにより、制度上遺族給付金の最低額となっていた幼いこどもが亡くなった場合等に、1,000万円を超える支給が可能となること、また、このような事例のみならず、遺族給付金全体の支給額が上昇することとなり、実給付額ベースで、給付水準の大幅な引上げが実現されるものと考えている。

警察庁としては、パブリックコメントの結果も踏まえ、6月中旬に改正案を施行すべく、引き続き作業を進めてまいりたい。

また、有識者検討会では、犯罪被害給付制度の見直し以外にも様々な議論をいただき、取りまとめにおいて「残された課題」として議論を整理している。これらの課題については、加害者に一義的な責任がある中で国の責務・役割をどう考えるか、財源をはじめ、公的な給付制度・社会保障制度等の中で、給付水準や国民負担との関係をどう考えるかなど、国家財政や社会保障等の様々な制度にも関わるものであり、検討会では一致した結論を得るに至らなかったものである。

しかし、犯罪被害者等が様々な困難な状況に置かれ、また、加害者からの損害賠償を十分に受けることができない現状があることも踏まえ、取りまとめにおいては、「加害者の損害賠償責任をいかにして履行させるかということを含め、犯罪被害者等の損害を回復し、犯罪被害者等を経済的に支援するための取組の在り方については、様々な観点から検討する必要がある」、「基本計画策定・推進専門委員等会議での議論を中心として、関係する府省庁が連携し、政府全体として引き続き検討すべきである」とされた。

警察庁としては、この取りまとめも踏まえ、関係府省庁と十分に連携し、加害者の責任履行を含めた、犯罪被害者等の損害回復、経済的支援等について、様々なアプローチで取り組んでいく必要があると考えており、引き続き、関係府省庁の御協力を賜りたい。

2 犯罪被害者等支援弁護士制度の創設

・ 法務省大臣官房政策立案総括審議官

法務省では、推進会議決定に基づいて、犯罪被害者等支援弁護士制度の導入に向けた具体的検討を行い、本年3月5日、本制度を導入することを内容とする総合法律支援法の一部を改正する法律案を国会に提出した。本法律は、本年4月18日に成立し、同月24日に公布された。なお、

本法律の施行日については、公布から2年以内の政令で定める日とされているが、法案審議等の過程においては、2年を待たずに本制度の運用を開始することが強く求められているところである。

次に、本制度の運用開始に向けて検討が必要な課題について、本制度の対象となる「罪」及び「被害の程度」を政令で定めることとしている。また、省令及び業務方法書において、費用負担の在り方、利用要件等を定める必要がある。これらについては、制度趣旨やニーズ等を踏まえつつ、犯罪被害者やその御家族に寄り添った利用しやすい制度となるよう適切に検討してまいりたい。

これらに加え、本制度による援助を適切に管理するための業務管理システムの構築、本制度を着実に運用するための法テラスの人的・物的体制の整備、本制度の担い手となる質・量ともに充実した弁護士の確保、法テラス地方事務所と関係機関・団体等との連携強化、関係機関等への制度周知や国民への十分な広報の展開、これらの取組に必要な予算の確保等についても検討する必要がある。

法務省としては、関係機関等との調整を図りながら、こうした課題にしっかりと取り組み、可能な限り早期に円滑かつ充実した運用の開始を目指してまいりたい。

そのほかにも、衆議院、参議院の法務委員会における附帯決議では、「同性パートナーを含め、事実婚の状態にある者を配偶者と同一に扱うことの是非」、「本制度の対象となる犯罪、資力要件、支援内容等の在り方」について検討することとされており、この点についても、犯罪被害者等施策全体の動向等を踏まえながら、各制度の趣旨等を勘案し、調和のとれた内容となるようしっかりと検討してまいりたい。

3 国における司令塔機能の強化

・ 警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当）

本連絡会議の第2回でも報告したとおり、犯罪被害者等施策の推進に関して国家公安委員会が総合調整権限を担うこととなるとともに、警察庁に犯罪被害者等施策推進課を新設したほか、施策のきめ細やかな点検、検証、評価のため、本連絡会議及びワーキンググループを設置、開催しているところ。

本連絡会議及びワーキンググループについては、今後も、随時開催する予定であるため、関係府省庁には引き続き御協力いただきたい。

4 地方における途切れない支援の提供体制の強化

・ 警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当）

昨年9月から有識者検討会を開催し、本年4月に議論が取りまとめられ、提言いただいた。

提言では、第1として、「犯罪被害者等支援に携わる機関・団体に期待される役割」が整理、明確化され、特に、広域自治体である都道府県について、多機関ワンストップサービスの中核的役割を担うこと、市区町村について、住民に最も身近な基礎自治体として様々な生活を支援する制度・サービスの実施主体であることなどが述べられている。

第2は「地方における途切れない支援の提供体制の構築」であり、この部分は、「犯罪被害者等支援を充実させるための社会的基盤の充実強化」、「犯罪被害者等支援におけるワンストップサービスの実現」の大きく2つに分かれており、1点目の「社会的基盤の充実強化」では、犯罪被害者等支援を目的とした条例等や計画等の制定・策定を促進すること、また、都道府県・市区町村それぞれのレベルで関係機関・団体が参加する会議体を設け、それぞれの機関・団体の対応能力の向上と連携強化を図ることが望ましいとされている。そして、国においては、これら取組の後押しとなるような情報提供や好事例の紹介等を行うべきとされている。

2点目が今回議論の中心となった「ワンストップサービスの実現」であり、ここでは、個別事案の支援において「多機関ワンストップサービス」「機関内ワンストップサービス」の双方を確立する必要があるとされている。「多機関ワンストップサービス」とは、都道府県単位で複数の機関・団体が参画して構築することが想定されており、具体的には、犯罪被害者等から相談等を受けた機関・団体を起点としてコーディネーターに情報が集約され、コーディネーターの調整の下で、様々な機関・団体から犯罪被害者等のニーズに応じた支援が一元的に提供される仕組みであり、コーディネーターは都道府県に配置すべきであるとされている。

また、「機関内ワンストップサービス」とは、一つの機関・団体でも、複数の部署が様々な支援を所管している場合、必要な支援が一体として提供される仕組みであり、都道府県及び市区町村では総合的対応窓口が中核的役割を担うべきとされている。

これら2つのワンストップサービスを実現するため、国においては、職員向けの研修、コーディネーターからの相談に対応する地方公共団体アドバイザーの配置・運用、財政援助の検討等を行うことが求められて

いる。

最後に、第3は「地方における途切れない支援を実現するための社会資源の充実強化」であり、この部分では、犯罪被害者等支援においては、保健医療・福祉サービスをはじめとする既存の犯罪被害者等も利用し得る各種制度・サービスが確実に活用されること、また、犯罪被害者等に特化した支援制度・サービスが一層充実強化されることが望ましいとされ、国においては、これら制度・サービスの継続的な周知、地方公共団体に対して特化した制度・サービスの導入検討に資する情報提供等を行うべきとされているほか、DX推進についても提言いただいた。

本有識者検討会では、議論の段階から関係府省庁の皆様にも多大な御協力をいただいたところ、全ての地方においてワンストップサービスが構築されるよう、関係府省庁と共に取り組んでまいりたいと考えているため、引き続き、御協力をお願いしたい。

5 犯罪被害者等のための制度の拡充等

・ 厚生労働省政策統括官（総合政策担当）付政策統括室政策企画官

厚生労働省では、年金、医療、生活保護等、犯罪被害者等にも利用していただける様々な社会保障制度を所管している。そうした観点で、犯罪被害者等が円滑に制度を利用できるよう周知を含めた一層の取組ということで、地方公共団体をはじめとした関係機関への周知、地方公共団体の担当課長等を集めた担当者会議での周知等に努めている。引き続き、機会を捉えて周知に努めてまいりたい。

また、「質の担保された治療としてのカウンセリングの保険適用の改善」については、犯罪被害者等がカウンセリングを受けた際に保険適用されることで、医療費が3割負担に軽減される。加えて、保険適用されることにより、その質を担保するということにも繋がっている。

具体的には、令和6年度の診療報酬改定について、中央社会保険医療協議会において議論し、心的外傷に起因する症状を有する患者に対して適切な介入を推進する観点から、精神科を担当する医師の指示を受けた公認心理師が必要な支援を行った場合について、「心理支援加算」を新設し、新たな評価を行い、保険適用することになった。

引き続き、厚生労働省としては、警察庁をはじめ関係府省庁と連携し、犯罪被害者等に対する支援を一層推進してまいりたい。

・ こども家庭庁支援局長

こども家庭庁では、所管する児童扶養手当制度について、犯罪被害者等が手当の支給要件等に該当すれば利用し得る制度となっているため、犯

罪被害者等又は地方公共団体内の関係者から相談があった場合には適切に対応していただくよう、昨年6月27日付けで各地方公共団体に対し事務連絡を発出した。

加えて、本年3月29日には、各地方公共団体の児童扶養手当の実務担当者に向けた「児童扶養手当事務処理マニュアル」を改訂し、犯罪被害者等や地方公共団体内の関係者から相談があった場合には適切に対応するよう盛り込み、周知を行った。

引き続き、犯罪被害者等に配慮しつつ、児童扶養手当の適切な運用に努めてまいりたい。

・ **国土交通省総合政策局次長**

国土交通省では、犯罪被害者等に公営住宅へ優先的に入居していただく取組をより一層進めるため、公営住宅を管理する地方公共団体に対して昨年3月に通知を発出し、公営住宅への優先的な入居を積極的に検討することや、入居時に保証人の確保を求めないといった配慮を行うこと等につき要請した。

加えて、公営住宅の優先入居に関して、都道府県や指定都市が犯罪被害者等へどのような方法で情報提供しているのかを毎年度把握し、市町村等にも取組事例を共有している。

国土交通省としては、引き続き、公営住宅を管理する地方公共団体が参画する会議の場等、あらゆる機会を捉えて、通知の周知徹底等に取り組んでまいりたい。

・ **文部科学省大臣官房総括審議官**

文部科学省では、小、中、高等学校あるいは大学といった各学校段階において、各種修学支援策を実施している。これらの各種修学支援制度においては、児童生徒及び学生が予期せぬ事由等を理由に修学を断念することがないように、家計が急変した場合に対応する特例を定めている。推進会議決定を受け、昨年6月15日付けの各都道府県教育委員会等に宛てた通知において、犯罪被害等により家計が急変した場合にも、各種修学支援の対象になり得るということを周知した。

その後、各都道府県教育委員会や大学等に対して、行政説明の場等を通じて、この通知の周知を図っており、今後とも犯罪被害者等を含めた児童生徒及び学生が学びを継続できるよう支援に尽力してまいりたい。

・ **総務省大臣官房総括審議官**

総務省においては、昨年6月14日に地方団体に対して事務連絡を発出し、各地方団体の窓口において、納税者等から申告・納期限の延長、納税緩和措置等の地方税に関する相談を受けた場合には、犯罪被害者等の事

情に十分配慮し、丁寧かつ適切な対応をとるように周知した。

また、本年1月19日に税務主管課長会議を開催し、地方団体の担当課長に対し周知を行った。さらに、本年4月1日には、総務大臣通知を発出し、都道府県知事、指定都市の市長等に改めて周知をお願いした。

今後も機会を捉え、これらの取組について周知を図ってまいりたい。

・ **警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当）**

警察庁においては、各省庁に発出いただいた通知をまとめて、地方公共団体の総合的対応窓口に対して周知を行った。

これらについては、今後も継続して周知を行っていく必要があることから、引き続き、関係府省庁と連携・協力して取り組んでまいりたい。

○ **国家公安委員会委員長閉会挨拶**

犯罪被害者支援については、これまで4次にわたり策定された基本計画に基づき、様々な施策が進められてきた。加えて、昨年6月、犯罪被害者等施策推進会議が開催され、今後進めるべき5項目の取組が決定された。

この決定においては、複数の取組で1年以内をめどに検討の結論を出すとされているところ、本日、担当省庁からそれぞれの取組の進捗を御報告いただいた。

「犯罪被害給付制度の抜本的強化」と、「地方における途切れない支援の提供体制の強化」については、有識者検討会で関係府省庁の協力を得ながら精力的な御議論をいただき、給付制度の見直しやワンストップサービス実現のための各種施策が打ち出された。

「犯罪被害者等支援弁護士制度の創設」については、制度の創設を盛り込んだ改正総合法律支援法が今国会で成立した。

「質の担保された治療としてのカウンセリングの保険適用」については、犯罪被害による心的外傷に起因する症状を有する患者に対しての、公認心理師による心理支援について、新たに保険適用となった。

今後は、これら施策を着実に実行に移していくことが極めて重要となる。

各府省庁においては、犯罪被害者の方々が一日も早く被害から回復され、地域の中で再び平穏な生活を営むことができるよう、引き続き、緊密な連携・協力の下、より一層の取組をお願いしたい。